

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成28年6月10日（平成28年（行個）諮問第98号）

答申日：平成29年11月20日（平成29年度（行個）答申第132号）

事件名：本人が行った特定労働基準監督署への相談に関して特定警察署が特定労働基準監督署に連絡したことが分かる文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「私が、特定事業場を解雇された件で、特定監督署に相談したことに關連して、特定警察署が特定監督署に連絡したことが分かる文書」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別紙2に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、山口労働局長（以下「処分庁」という。）が平成28年2月29日付け山口労発個開第48号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、不開示部分の開示を求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

不開示とされた箇所については、そもそも、警察官が一連の複数の不正を犯しており、その時に私の親も警察官のAから脅迫されたからAを私と私の親の前に出せと監察官室のB氏に言ったら、誰も頼んでいないし、警察の業務とは全く関係ないのに普通の特定労働基準監督署への相談で勝手に警察官が特定労働基準監督署に連絡していたので開示すべきである。

しかも、元々警察官から暴行された私から被害届をさせないために、警察官が、私を精神錯乱状態だとでっち上げ病院に不正監禁したもので、移送中で診察前に警察官が解雇を伝達するのはその時点で自宅に帰れず病院に閉じ込められるのが決まっていたことになるよねと、私がB氏を追及した矢先のことだった。よって、不正を受けた時の精神錯乱状態が

基となったプライバシーの内容を全く関係ない警察が特定労働基準監督署に言うのは、私のプライバシーが侵害されているものであり、警察官から何を言われたか確認する必要がある。また、開示文書にAとあるが、私は、事件当日にAが調書にAという署名と印鑑を押していたから覚えていたのである。その9か月後、後任のC氏が、それとは別の偽造された調書を出したので完全に公文書偽造罪を犯している。

さらに、私は、この一連の犯罪に対して特定地検に告訴することになっており、事務官のDさんから私の方で集められる証拠等はなるべく集めてから提出してくださいと言われていたので、審査請求するのである。

(2) 意見書

下記は、先日（平成28年）特定月日に、私が電話で特定県警本部監察官室のEさんに話したものである。

この段階から、警察官は、警察官が私にケガを負わせたことへの被害届に対する略隠蔽工作をしていて、

ヤンキーが殴りかかって来ているのに、私が手を出したと、不正にでっち上げをして、それを口実に被害届の口封じのために私を不正監禁したのである。

下記のことを言った時、Eさんは、「審査請求人が特定地検に告訴をすることになっているので、告訴されたら、（警察官の一連の複数の不正・犯罪に対して）警察もちゃんと捜査します。」と言った。

よって、警察官が病院搬送中に私に解雇の伝達をしたことについて、私が監察官室のB氏に先に解雇の伝達をするということは最初から不正監禁することに決めていたってことじゃないかと追い込んだから、警察が特定労働基準監督署に勝手に連絡したのであって、元々、下記のように、警察官が最初から不正を繰り返しているので、警察の仕事で特定労働基準監督署に連絡したものでは全くないのである。

平成22年特定月日にFさんと私の親が特定警察署に呼ばれた時に、Fさんが、「今、現行犯逮捕って言ったけれど、なんで、そもそも警察官が最初からその現場におったの??」と聞いたら、特定課XのGが、「審査請求人がパトカーを呼びました」と答えた。

その後、被害届の相談の電話すらもつないでもらえない状態が数年も続いていた頃、日頃ずっと被害届の邪魔をしていた警察官のうちの1人である特定課X係長のHが当直の電話に出た時に、私が、「特定課Yの警察官の人が今いたら電話を替わってもらえますか」と聞いたら、Hが、「俺が全部知っちゃうから俺が答えちゃう」と言ってきた。

その電話で、Hが、「なんで、店の中へ逃げ込んで、もう一人の従業員に助けを求めに行かんかったんか!」と私に言ってきた。

このGの説明とHの説明は、真逆でつじつまが合わず、完全にデタラ

メである。そもそも、店の中へ逃げ込めなかったから、私が警察に電話をかけられるわけがない。しかも、Hの説明は、墓穴を掘っていて、当初から私が言っている「店の中へ逃げ込もうとしても、相手（ヤンキー）が私の進行方向を体でふさいで大声で怒鳴りながら体を寄せて来て殴りかかって来ていたから、店の中へ逃げられなかった。」の方が、逆につじつまが合う。なぜなら、私が言ったことが、事実だからである。

さらに、ダメ押しで言うと、店の中でヤンキー（※この時既にオーナーの奥さんからタバコの万引きでマークされていた）ともめていたら、そもそも、その時点で既にもう一人の従業員が助けに来ている。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

(1) 諮問庁としての考え方

本件審査請求については、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、その余の部分については、法14条5号及び7号イの規定に基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(2) 理由

ア 保有個人情報該当性について

本件対象保有個人情報は、審査請求人が特定事業場を解雇された件で、特定労働基準監督署に相談したことに關して、特定警察署が特定労働基準監督署に連絡したことが分かる文書であり、当該労働相談に係る文書が対象となる。

イ 不開示情報該当性について

労働相談に係る文書は、労働基準監督署において、労働関係の相談を受けた際、その内容を記録するために作成される文書等であり、一般的には「相談日」、「相談者氏名」、「住所」、「事業場名等」、「相談内容」、「処理状況・意見」等が記載されている。

本件に關しては、特定警察署とのやりとりに関し、労働相談に係る文書として作成・保存しているものである。

不開示とした箇所のうち、特定警察署とのやりとりに関する内容（本件対象保有個人情報の3ないし6頁）については、開示することとなると、犯罪の予防に悪影響を及ぼすおそれがあること、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあること、労働基準監督官の行う監督指導業務において、正確な事実を把握できなくなり違法行為の発見が困難になるなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあること、また、労働基準監督署と警察署との信頼関係が損なわれるおそれがあることから、法14条5号及び7号イに該当するため、原処分を維持して不開示

とすることが妥当である。

また、「相談の区分」、「相談の内容」、「指示欄」及び「処理結果」に記載のある情報については、労働基準監督官の指導方針等の決定の基礎となった情報が記載されており、当該情報が開示されれば、調査手法等が明らかになり、調査に必要な資料の隠蔽が容易に行われるおそれがあるなど労働基準監督官の行う監督指導業務において、正確な事実を把握できなくなり違法行為の発見が困難になるなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

ウ 新たに開示する部分について

「相談の内容」欄のうち、原処分で開示されている事実に関する部分（3頁「相談の内容」欄のうち、1行目1文字目ないし43文字目）及び「処理結果」欄のうち、全体が空欄となっている部分については、新たに開示することとする。

(3) 審査請求人の主張する反論について

審査請求人は審査請求において種々理由を主張しているが、上記(2)で述べたとおり、法12条に基づく開示請求に対しては、開示請求対象保有個人情報ごとに法14条各号に基づいて開示、不開示を判断しているものであることから、審査請求人の主張は本件対象保有個人情報の開示決定の結論に影響を及ぼすものではない。

(4) 結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報については、原処分の一部を変更し、原処分において不開示とした部分のうち、上記(2)ウに掲げる部分を新たに開示した上で、その余の部分については、法14条5号及び7号イの規定に基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

2 補充理由説明書

法43条1項の規定に基づき、平成28年6月10日付け厚生労働省発基0610第2号により諮問した平成28年（行個）諮問第98号に係る諮問書理由説明書（以下「理由説明書」という。）について、諮問庁としては一部を除き原処分を維持すべきものとして諮問したものであるが、以下のとおり不開示情報該当性について補充して説明する。

(1) 不開示とした箇所のうち、特定警察署とのやりとりに関する内容（本件対象保有個人情報の3ないし6頁）について

諮問庁としては、法14条5号及び7号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当であると判断するものであるが、補充して法14条7号柱書きの不開示理由を説明する。

当該部分には、特定労働基準監督署と特定警察署の信頼関係を前提に、相互に情報提供した内容が記載されている。

そもそも、特定の行政機関が保有する情報のみでは、その行政機関の役割や職責を十分に果たすことができない場合もある一方、特定の行政機関と他の行政機関との間の情報共有は、無制限に行われるものではない。また、労働基準監督署と警察署は刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）上の司法警察業務を行う捜査機関であり、行政としての相談対応の段階から事件性が懸念される事案等については、相互に情報共有を図ることもある。

本件のような、特定労働基準監督署と特定警察署相互の信頼関係に基づいて共有された情報が開示されることとなれば、特定警察署との率直な意見交換の妨げとなり、また、迅速に必要な情報が取得できなくなることが懸念され、労働基準監督署の事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法14条7号柱書きに該当することから、不開示を維持することが妥当である。

(2) 不開示とした箇所のうち、「相談の区分」、「相談の内容」、「指示欄」及び「処理結果」に記載のある情報について

諮問庁としては、法14条7号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当であると判断するものであるが、補充して法14条7号柱書きの不開示理由を説明する。

当該部分には、特定労働基準監督署職員が受けた相談等の内容を、特定労働基準監督署が組織として、どのように整理し、必要な決裁を経て、どのように対処したかが記載されており、当該情報が明らかになれば、特定労働基準監督署内部の意思決定過程が明らかになり、労働基準関係法令の適切な執行等を目的とする労働基準監督署の事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法14条7号柱書きに該当することから、不開示を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|-------------|-------------------|
| ① | 平成28年6月10日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同月23日 | 審議 |
| ④ | 同年7月7日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ⑤ | 平成29年10月19日 | 本件対象保有個人情報の見分及び審議 |
| ⑥ | 同年11月1日 | 諮問庁から補充理由説明書を收受 |
| ⑦ | 同月16日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

- 1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報とは、「私が、特定事業場を解雇された件で、特定監督署に相談したことに関連して、特定警察署が特定監督署に連絡したことが分かる文書」に記録された保有個人情報であり、具体的には、別紙1の1ないし3に掲げる文書に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は法14条2号、3号イ及びロ並びに7号イに該当するとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、不開示とされた部分の開示を求めているところ、諮問庁は諮問に当たり、原処分で不開示とした部分のうち、一部を新たに開示した上で、その余の部分については、法14条5号並びに7号柱書き及びイに該当するとして、なお不開示とすべきとしている。

このため、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 1頁の不開示部分

当該部分は、「相談の区分」欄及び「相談の内容」欄の記載内容であり、審査請求人が特定労働基準監督署に相談した内容に係る情報が記載されており、審査請求人が知り得る情報であると認められ、これらを開示しても、労働基準監督署内部の意思決定過程が明らかになり、国の機関が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ、労働基準監督機関が行う相談及び監督における調査の手法・内容等が明らかとなり、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書き及びイに該当せず、開示すべきである。

(2) 2頁の不開示部分

当該部分は、「処理結果」欄の記載内容であり、審査請求人からの相談に係る労働基準監督署の処理方針が記載されている。

ア 「処理結果」欄の右横の欄は、「処理結果」欄の選択肢であり、上記(1)と同様の理由により、法14条7号柱書き及びイに該当せず、開示すべきである。

イ 「処理結果」欄の右端の欄は、相談内容に係る労働基準監督署の対応方針が記載されている。

(ア) 1段目の記載内容は、審査請求人の特定労働基準監督署への相談に係る特定労働基準監督署の処理方針が記載されており、審査請求人の知り得る情報であるとは認められず、これを開示すると、関係

機関に対する対応等に係る特定労働基準監督署内部の意思決定過程が明らかになるなど、労働基準関係法令の適切な執行等を目的とする労働基準監督機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) その余の部分は空欄であることから、上記(1)と同様の理由により、法14条7号柱書き及びイに該当せず、開示すべきである。

(3) 3頁及び5頁の不開示部分

ア 「相談の内容」欄

当該部分は、特定警察署の警察官が特定労働基準監督署の担当官に相談した内容に係る情報が記載されており、審査請求人の知り得る情報であるとは認められず、上記(2)イ(ア)と同様の理由により、法14条7号柱書きに該当し、同号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 「〈相談の内容〉」欄

当該部分は、特定警察署の警察官と特定労働基準監督署の担当官のやり取りが記載されている。

(ア) 3頁の1行目44文字目ないし2行目は、原処分で開示されている内容から推認できる情報であり、これを開示しても、労働基準監督署内部の意思決定過程が明らかになり、国の機関が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められず、かつ、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条5号並びに7号柱書き及びイに該当せず、開示すべきである。

(イ) その余の部分には、審査請求人が特定労働基準監督署に相談した件に関して、特定警察署の警察官が特定労働基準監督署の担当官に相談した内容、回答等が記載されており、審査請求人の知り得る情報であるとは認められない。

また、特定の行政機関と他の行政機関との間の情報共有は、無制限に行われるものではないが、特定の行政機関が保有する情報のみでは、その行政機関の役割や職責を十分に果たすことができない場合もあり、本件のような、特定労働基準監督署と特定警察署相互の信頼関係に基づいて共有された情報が開示されることとなれば、特

定警察署との率直な意見交換の妨げとなり、また、迅速に必要な情報が取得できなくなることが懸念され、労働基準監督署の事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとの諮問庁の説明は否定できない。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条5号及び7号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(4) 6頁の不開示部分

当該部分は、「〈指示欄〉」であり、相談内容に対する特定労働基準監督署内部の対応が記載されており、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、上記(2)イ(ア)と同様の理由により、法14条7号柱書きに該当し、同号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は法14条2号、3号イ及びロ並びに7号イに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁が同条5号並びに7号柱書き及びイに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分のうち、別紙2に掲げる部分を除く部分は、同号柱書きに該当するので、同条5号及び7号イについて判断するまでもなく、不開示とすることは妥当であるが、別紙2に掲げる部分は、同条5号並びに7号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別紙 1

- 1 相談票（受付年月日：平成 28 年 2 月 16 日）
- 2 相談票（受付年月日：平成 27 年 3 月 25 日）
- 3 相談票（受付年月日：平成 27 年 3 月 24 日）

別紙 2

1 1 頁

- ・ 全て

2 2 頁

- ・ 「処理結果」欄の右横の欄及び右端の欄（1 段目を除く。）

3 3 頁

- ・ 「〈相談の内容〉」欄の 1 行目 4 4 文字目ないし 2 行目